

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番4号  
ネクシィーズスクエアビル  
株式会社ブランジスタ  
代表取締役社長 岩本 恵了

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権行使をすることができます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネットにより、2021年12月13日（月曜日）午後7時10分までに議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

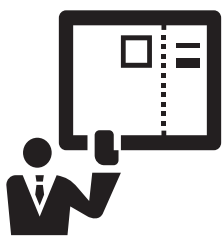
1. 日 時 2021年12月14日（火曜日）午前10時  
(受付開始時間は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町20番4号  
ネクシィーズスクエアビル 3階 大会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）  
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の  
件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 新型コロナウイルス感染症対応での株主総会運営の詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照ください。
  - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.brangista.com/>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。  
① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.brangista.com/>) に掲載させていただきます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年12月14日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時30分)



**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年12月13日(月曜日)  
午後7時10分到着分まで



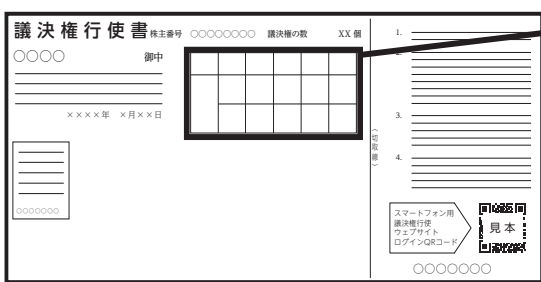
**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年12月13日(月曜日)  
午後7時10分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号、2号、5号、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3号、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

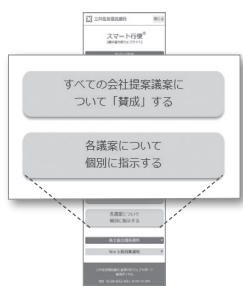
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

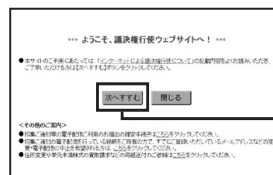
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

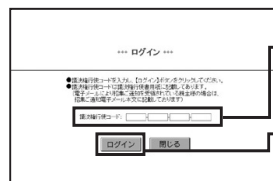
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 事業報告

(自 2020年10月1日)  
(至 2021年9月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によって依然として厳しい状況にありました。政府・各都道府県の講じた感染拡大の防止策やワクチン接種の促進により、持ち直しの動きが期待されておりますが、持ち直しのペースは鈍化の傾向が見られ、先行きについては不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」として、「電子雑誌」「ソリューション」の業容拡大に努めてまいりました。前連結会計年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものの、当連結会計年度の業績は「電子雑誌」「ソリューション」とともに好調に推移いたしました。

(株)ブランジスタメディアが展開する電子雑誌業務では、「旅色」のお取り寄せ特集への広告掲載数増加に加え、地域活性化に向けて自治体からの広告売上も増加し、広告売上が好調に推移いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた宿泊施設、飲食店などの広告掲載も徐々に回復傾向にあります。また、「旅色」の月間利用者数においては、2021年9月期目標としておりました500万人を突破いたしました。「旅色」の注目度が高まることで、テレビ局からの依頼によるタイアップ番組が放送されるなど、露出の機会が増加いたしました。今後も「旅色」の媒体価値向上により、利用者及びクライアントの満足度向上に努めてまいります。

(株)ブランジスタソリューションが展開するソリューション業務では、ECサイト利用の需要増加を背景に、売上高が好調に推移いたしました。主力サービス「ECサポートサービス」でアップセルにより単価が上昇したこと、また、「ブランジスタ物流」でクライアント数及び単価が増加したことが主な要因であります。

また、当社グループでは、営業人員の拡充のため、今年4月に従来約2倍の人数の新入社員を採用し、今後の事業拡大を目指しております。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高3,290百万円（前連結会計年度比18.4%増）、営業利益350百万円（前連結会計年度は営業利益3百



万円)、経常利益365百万円(前連結会計年度は経常利益8百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益213百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失381百万円)となりました。

なお、当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、売上の内訳を示すと、電子雑誌関連が2,222百万円(前連結会計年度比22.3%増)、ソリューション関連が1,010百万円(同12.5%増)、その他子会社が135百万円(同12.1%増)となりました(注)。

(注) 内部取引消去前の金額であります。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 事業環境の変化への柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、当社グループにおいては、緊急事態宣言の発出による外出自粛などの影響を受けにくいお取り寄せ商品を販売する企業へのアプローチを強化してまいりました。また、地方自治体の観光支援及びふるさと納税・移住定住などのPRの需要の高まりに合わせて、地方自治体の活性化に寄与すべくサービスを提供してまいりました。今後も、事業環境の変化や動向に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を強化するとともに、多角的な収益の確保に努めてまいります。

② 電子雑誌業務の成長・拡大

a. 媒体価値の向上による広告売上の増大

現在、当社グループで発行している電子雑誌においては、認知度の向上や集客力の強化による媒体力の拡充に取り組み、当連結会計年度の目標であった月間利用者数500万人を達成するなど、利用者数の拡大を進めております。また、ロイヤルティの高い利用者の確保と満足度向上に努め、電子雑誌の媒体価値を向上させることによって広告掲載クライアントの満足度も高め、掲載クライアント数の増加及び電子雑誌広告売上の増大を図ってまいります。

#### b. 商材・市場の開拓による新たな収益の確保

電子雑誌業務が今後もさらに拡大していくにあたり必要となるのは、既に広告を掲載しているクライアントに対する新たな目線でのアプローチと、市場開拓による収益の確保であると考えております。新型コロナウイルス感染症が終息した後の市場動向も見越した上で、既存クライアントや新規クライアントが露出を増やせる新たな広告プランを模索していく必要があります。また、これまで営業対象範囲外であった業態・業種のクライアントにアプローチするための新たな商材の開発を進めてまいります。

### ③ ソリューション業務の成長・拡大

#### a. サービス、人員の拡充及び海外進出による既存事業の拡大

EC市場が国内外問わず成長しているなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、商品購入に直面でのやり取りを必要としないECサイトの重要性は更に増しており、引き続き当社サービスの需要も増してくるものと予想されます。更なる業務受託売上の増加を図るためには、拡大過程にある既存クライアントの要望に応じたサービスの提供を可能にする優秀な人材の確保や育成が必要不可欠です。当社グループでは国内での採用活動だけでなく、当社連結子会社の海外現地法人でも人材の充実化に努めております。また、海外への進出・海外法人との提携を活用した市場の拡大を図り、新規クライアントの獲得によるソリューション業務の拡大を目指してまいります。

#### b. 事業領域の拡張による新たな収益の確保

ソリューション業務が今後も持続的な成長を図るためには、売上の多くを占めている企業からの業務受託売上に加え、新たな収益の獲得及び確保が必要であると考えております。そこで、ECサイトの支援業務で培ってきたノウハウを活用した通販事業を開始し、新たな収益の柱へと成長させてまいります。今後も蓄積された知識や経験を活かしながら、新サービスの開発を行い、事業領域拡大による事業規模の最大化を目指してまいります。

### ④ 事業拡大のための新規事業及び新サービスの創出

当社グループが事業を展開するインターネット市場においては、断続的な技術の進化によって急速に環境が変容し続けており、当社グループの持続的成長を実現するためには、常に最新の技術やサービスを活用した新事業・新サービスの創出が必要であると考えております。外部企業との戦略的連携も視野に入れた新規事業への進出を模索し、事業領域の拡大を図るとともに、経営資源の適正配分に努めながら、グループ全体の企業価値の向上に努めてまいります。

⑤ 人材の確保及び幹部候補の育成

当社グループは、各連結子会社において主に法人向けサービスを提供しております。専門知識や技術を持つ人材については中途採用や海外での人材確保を行い、事業拡大に合わせ安定した増員を実現するために新卒採用も継続し、営業人員の確保に努めております。また、各子会社での幹部層の拡充が必要不可欠となるため、人事制度や教育制度の充実に努め、優秀な人材と幹部候補の確保・育成により経営基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 18 期 (2018年 9 月期)	第 19 期 (2019年 9 月期)	第 20 期 (2020年 9 月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2021年 9 月期)
売 上 高 (千円)	3,367,076	3,394,529	2,780,094	3,290,861
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△234,171	513,686	8,466	365,414
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	△519,558	633,861	△381,047	213,567
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△35.94	44.10	△27.19	15.34
総 資 産 (千円)	3,142,092	3,627,913	3,805,220	3,850,891
純 資 産 (千円)	2,459,208	2,874,331	2,370,631	2,586,474

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

上場会社である(株)ネクシィーズグループは、当社の株式を6,795,280株(持株比率48.82%(注))所有する親会社であります。なお、当社は同社との間に管理業務の一部を委託する取引等がありますが、取引条件につきましては、一般的な取引条件を勘案の上、決裁権限・手続きは、他の取引と同様に「職務権限規程」に基づき決定しております。

(株)ネクシィーズグループとの取引については、当社の独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については取締役会に対して定期的に報告を行うとともに、監査役監査や内部監査における取引の内容等のチェックを行う等、健全性及び適正性の確保に努めてまいります。

(注) 持株比率は自己株式655,588株を控除して計算しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株)ブランジスタメディア	5,000千円	100.0%	電子雑誌出版・電子広告
(株)ブランジスタソリューション	5,000千円	100.0%	E C ・ 通 販 企 業 支 援
博設技股份有限公司	830万新台幣ドル	100.0%	E C 事業への進出支援
(株)C r o w d L a b	7,536千円	100.0%	W E B メディアの運営

(7) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業

(8) 主要な営業所 (2021年9月30日現在)

① 当社

会 社	本社または 営業所	所 在 地
当社	本社	東京都渋谷区

② 子会社

会 社	本社または 営業所	所 在 地
(株)ブランジスタメディア	本社	東京都渋谷区
	営業所	札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
(株)ブランジスタソリューション	本社	東京都渋谷区
	営業所	札幌、大阪、福岡
博設技股份有限公司	本社	台湾台北市
(株)C r o w d L a b	本社	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
304名	35名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 当連結会計年度末において従業員数が前連結会計年度末に比べ、35名増加しております。主な理由は、今後の事業拡大に向けて新卒採用を強化したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	1名減	32.66歳	9.26年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除く）であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先 (2021年9月30日現在)

借入先	借入金残高
楽天銀行(株)	377,777千円
(株)りそな銀行	375,000千円

## 2. 株式に関する事項（2021年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,575,300株
- (3) 株主数 6,381名

### (4) 大株主

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
(株) ネクシィーズグループ	6,795,280	48.82
(株) S B I 証券	437,376	3.14
楽天グループ(株)	417,600	3.00
近藤 太香巳	269,380	1.94
西村 智明	137,200	0.99
田邊 昭知	100,000	0.72
松井証券(株)	88,100	0.63
秋元 康	83,980	0.60
本間 憲	76,000	0.55
a u カブコム証券(株)	67,300	0.48

(注) 1. 当社は、自己株式を655,588株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 第2回新株予約権

定時株主総会決議の日 2012年12月13日

発行決議の日 2013年3月25日

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	286個	普通株式 28,600株	3名
社外取締役	640個	普通株式 64,000株	1名

行使価額 650円

行使期間 2015年4月1日から2022年3月31日まで

行使条件 a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

b. 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

(注) 当社は、2014年3月13日開催の取締役会決議により、2014年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価額を調整しております。



② 第7回新株予約権

臨時株主総会決議の日 2015年7月14日

発行決議の日 2015年7月14日

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,734個	普通株式 373,400株	5名

行使価額 650円

行使期間 2017年8月1日から2022年3月31日まで

- 行使条件
- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
  - b. 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
  - c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩本 恵了	
取締役	石原 卓	管理部長
取締役	井上 秀嗣	(株)ブランジスタメディア 代表取締役社長
取締役	木村 泰宗	(株)ブランジスタソリューション 代表取締役社長
取締役	本間 憲	(株)レプロエンタテインメント 代表取締役社長
取締役	近藤 太香巳	(株)ネクシィーズグループ 代表取締役社長
取締役	西原 勝熙	
取締役	杉本 佳英	あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士
常勤監査役	鴨志田 慎一	(株)ネクシィーズグループ 取締役(監査等委員)
監査役	久保田 記祥	デルフィーコンサルティング(株) 代表取締役
監査役	中路 武志	SBIインベストメント(株) 取締役執行役員副社長

- (注) 1. 取締役 本間 憲氏、杉本佳英氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 久保田記祥氏、中路武志氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、杉本佳英氏、久保田記祥氏、中路武志氏を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、各取締役の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務に応じて、個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で決定する。

なお、2007年12月20日開催の第7期定時株主総会決議に基づき取締役の報酬等の額は年額100百万円以内である。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて基本報酬を決定する。

#### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬については、原則年1回12月に支給する。業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、連結営業利益等の目標達成状況を勘案して決定する。

#### d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬を基準として、役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて割合を決定する。

#### e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個別の報酬額は株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役に一任して決定する。

#### f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非 金 銭 等 報 酬 等	業 績 連 動 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	16,500 (-)	16,500 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3,555 (-)	3,555 (-)	- (-)	- (-)	1 (-)
合 計 (うち社外役員)	20,055 (-)	20,055 (-)	- (-)	- (-)	3 (-)

- (注) 1. 期末現在の役員数と上記報酬対象となる役員の員数に相違がありますが、これは当事業年度において社外取締役2名及び社外監査役2名は無報酬であること、無報酬の取締役が4名存在していることによるものであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2007年12月20日開催の第7期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2007年12月20日開催の第7期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長岩本恵了に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 当該事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

氏名	区分	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
本間 憲	社外取締役	(株)レプロエンタテインメント 代表取締役社長	特別な取引関係はありません。
杉本 佳英	社外取締役	あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士	特別な取引関係はありません。
久保田 記祥	社外監査役	デルフィーコンサルティング(株) 代表取締役	特別な取引関係はありません。
中路 武志	社外監査役	SBIインベストメント(株) 取締役執行役員副社長	特別な取引関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	区分	主な活動状況
本間 憲	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議案審議等につき、主に経営者としての見地から豊富な経営の経験を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等いただいております。
杉本 佳英	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議案審議等につき、主に弁護士としての豊富な経験・識見などを活かし、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、経営判断や意思決定に必要な助言等をいただいております。
久保田 記祥	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、監査役会には、13回中13回に出席しました。主に経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適宜発言をいただいております。
中路 武志	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、監査役会には、13回中13回に出席しました。主に経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適宜発言をいただいております。



## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- |   |          |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等                      | 21,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに当社及び子会社の取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- ② 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の有効性・効率性及び財産管理の実態を調査し、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役に報告する。
- ③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程などに従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行は、法令及び定款のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書または取締役会議事録等に記録され、その記録の保存・管理は、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理する。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、当社及び子会社の法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。また、内部監査部門は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告をする。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

### (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。子会社は取締役会を少なくとも3か月に1回以上開催し、当社は開催状況を定期的に確認する。当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役は、原則月に1回開催するグループ経営会議を通じて、グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討などを行うとともに、親会社への的確な情報提供などを通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。
- ② 取締役は当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編などを適切に把握し、グループ内取引等について公正性及び健全性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の報酬及び人事異動は、あらかじめ監査役会と協議する。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査役から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

その他、監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理部及び内部監査室が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

## 連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	3,396,928	<b>【流動負債】</b>	898,305
現金及び預金	1,433,838	買掛金	85,096
売掛金	2,067,771	短期借入金	386,666
前払費用	41,008	未払金	98,654
その他	71,521	前受金	46,996
貸倒引当金	△217,211	預り金	9,612
<b>【固定資産】</b>	453,962	未払法人税等	61,648
有形固定資産	26,711	賞与引当金	105,594
建物	8,617	その他	104,035
工具、器具及び備品	18,094	<b>【固定負債】</b>	366,111
無形固定資産	32,080	長期借入金	366,111
ソフトウェア	32,080	<b>負債合計</b>	1,264,416
投資その他の資産	395,170	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	2,787	<b>【株主資本】</b>	2,583,792
敷金及び保証金	38,472	資本金	621,052
繰延税金資産	353,911	資本剰余金	1,021,750
破産更生債権等	7,646	利益剰余金	1,434,803
貸倒引当金	△7,646	自己株式	△493,813
<b>資産合計</b>	3,850,891	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	1,693
		為替換算調整勘定	1,693
		<b>【新株予約権】</b>	989
		<b>純資産合計</b>	2,586,474
		<b>負債・純資産合計</b>	3,850,891

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(自 2020年10月1日)  
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,290,861
売 上 原 価		839,717
売 上 総 利 益		2,451,144
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,100,789
営 業 利 益		350,354
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
受 取 給 付 金	8,270	
雇 用 調 整 助 成 金	3,584	
還 付 金 収 入	4,333	
雑 収 入	3,690	
為 替 差 益	437	20,338
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,279	5,279
経 常 利 益		365,414
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		365,414
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65,940	
法 人 税 等 調 整 額	85,906	151,846
当 期 純 利 益		213,567
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		213,567

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日  
至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	621,052	1,021,951	1,221,235	△494,114	2,370,125
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			213,567		213,567
自 己 株 式 の 処 分		△201		301	100
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	△201	213,567	301	213,667
当 期 末 残 高	621,052	1,021,750	1,434,803	△493,813	2,583,792

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△482	△482	989	2,370,631
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				213,567
自 己 株 式 の 処 分				100
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	2,175	2,175	-	2,175
当 期 変 動 額 合 計	2,175	2,175	-	215,842
当 期 末 残 高	1,693	1,693	989	2,586,474

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	1,422,986	<b>【流動負債】</b>	484,750
現金及び預金	789,190	短期借入金	386,666
売掛金	533,219	未払金	35,489
前払費用	9,830	前受金	123
その他	223,011	預り金	6,878
貸倒引当金	△132,266	未払法人税等	50,299
<b>【固定資産】</b>	1,945,570	賞与引当金	5,292
有形固定資産	8,278	<b>【固定負債】</b>	366,111
建物	7,733	長期借入金	366,111
工具、器具及び備品	544	<b>負債合計</b>	850,861
投資その他の資産	1,937,292	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	287	<b>【株主資本】</b>	2,516,706
関係会社株式	121,287	資本金	621,052
長期貸付金	1,600,000	資本剰余金	1,343,794
敷金及び保証金	33,841	資本準備金	1,114,834
繰延税金資産	302,353	その他資本剰余金	228,960
破産更生債権等	6,656	利益剰余金	1,045,673
貸倒引当金	△127,134	その他利益剰余金	1,045,673
<b>資産合計</b>	3,368,557	繰越利益剰余金	1,045,673
		自己株式	△493,813
		<b>【新株予約権】</b>	989
		<b>純資産合計</b>	2,517,695
		<b>負債・純資産合計</b>	3,368,557

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2020年10月1日)  
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		346,193
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		346,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		125,534
営 業 利 益		220,658
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,617	
還 付 金 収 入	1,570	
受 取 給 付 金	8,270	
雇 用 調 整 助 成 金	3,584	
雑 収 入	135	20,178
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,279	
貸 倒 引 当 金 繰 入	120,477	125,757
経 常 利 益		115,079
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	44,701	
固 定 資 産 除 却 損	0	44,701
税 引 前 当 期 純 利 益		70,378
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△5,065	
法 人 税 等 調 整 額	76,584	71,518
当 期 純 損 失 (△)		△1,140

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日)  
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
				繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	621,052	1,114,834	229,161	1,343,995	1,046,813	1,046,813
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失					△1,140	△1,140
自 己 株 式 の 処 分			△201	△201		
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△201	△201	△1,140	△1,140
当 期 末 残 高	621,052	1,114,834	228,960	1,343,794	1,045,673	1,045,673

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△494,114	2,517,746	989	2,518,735
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△1,140		△1,140
自 己 株 式 の 処 分	301	100		100
当 期 変 動 額 合 計	301	△1,040	-	△1,040
当 期 末 残 高	△493,813	2,516,706	989	2,517,695

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

株式会社ブランジスタ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 一 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中野 強

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブランジスタの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブランジスタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

株式会社ブランジスタ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 野 強

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブランジスタの2020年10月1日から2021年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月25日

株式会社ブランジスタ 監査役会

常勤監査役 鴨志田 慎 一 ①

監査役 久保田 記 祥 ①

監査役 中路 武 志 ①

(注) 監査役 久保田記祥、監査役 中路武志は、社外監査役であります。

以上

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件（1）

### 1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（条文省略）</p> <p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条（条文省略）</p> <p>第11条（株式取扱規程）</p> <p>当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第18条（条文省略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（株式取扱規程）</p> <p>当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令または定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第12条～第18条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>第20条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ~ 3. (条文省略)</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の招集権者および招集手続き) 取締役会は、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、15名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>第20条 (選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (代表取締役及び役付取締役) 取締役会はその決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の招集権者及び招集手続き) 取締役会は、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (取締役会議事録)</p> <p><u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第30条 (取締役の報酬等)</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)に関する事項は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条 (員数)</p> <p><u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第33条 (選任)</p> <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役会議事録)</p> <p><u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第30条 (取締役の報酬等)</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第32条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第34条 (任期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 (常勤監査役)</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 (監査役会の招集通知)</u>  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 (監査役会の決議方法)</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 (監査役会規程)</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第39条 (監査役会議事録)</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に掲載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条 (監査役の報酬等)</u>  <u>監査役の報酬等に関する事項は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第41条 (監査役の責任免除)</u>  <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	(削 除)



現 行 定 款	変 更 案
<p>2.当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略) 第7章 計算 第45条～第48条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第33条 (監査等委員会)</p> <p>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p> <p>3. 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>4. 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第34条～第36条 (現行どおり) 第7章 計算 第37条～第40条 (現行どおり) 附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</p> <p>2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</p>

## 第2号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

本議案は2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」という。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために現行定款第13条を変更するものであります。

遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、本議案における定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（招集時期および招集地）</p> <p>当会社の定時株主総会は毎年12月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会の招集地は、<u>東京都渋谷区またはこれに隣接する地とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第13条（招集時期及び招集地）</p> <p>当会社の定時株主総会は毎年12月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、<u>場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（招集地に関する経過措置）</p> <p><u>第13条の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。このため取締役全員（8名）  
は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきまし  
ては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を  
除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件（1）」における定款変更の効  
力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	い  わ も と け い り ょ う 岩 本 恵 了 (1970年9月11日)	1997年1月 (株)ネクシィーズ（現(株)ネクシィーズグル ープ）入社 1999年12月 同社 取締役 就任 2002年10月 イデアキューブ(株)（現当社）代表取締役 社長 就任 2011年4月 当社 取締役営業本部長 就任 2013年2月 当社 代表取締役社長 就任（現任）	30,600株
2	い し は ら た く 石 原 卓 (1976年2月23日)	1999年6月 (株)ネクシィーズ（現(株)ネクシィーズグル ープ）入社 2001年10月 同社 人事総務課長 2007年10月 イデアキューブ(株)（現当社）メディア事 業部長 2007年12月 同社 取締役 就任 2011年4月 当社 取締役西日本営業部長 就任 2012年10月 当社 取締役管理部長 就任（現任）	56,000株
3	い の う え ひ で つ ぐ 井 上 秀 嗣 (1976年11月23日)	2001年4月 (株)ネクシィーズ（現(株)ネクシィーズグル ープ）入社 2011年4月 当社 取締役 就任（現任） 当社 取締役電子雑誌メディア編成部 長 就任 2020年4月 (株)ブランジスタメディア 代表取締役社 長 就任（現任）  (重要な兼職の状況) (株)ブランジスタメディア 代表取締役社長	16,600株
4	き む ら ふ と し 木 村 泰 宗 (1979年11月22日)	2002年5月 (株)ネクシィーズ（現(株)ネクシィーズグル ープ）入社 2003年5月 イデアキューブ(株)（現当社）入社 2010年10月 同社 ソリューション営業部長 2013年4月 当社 取締役 就任（現任） 2018年6月 (株)ブランジスタソリューション 代表取 締役社長 就任（現任） 2020年10月 (株)デジタルリスクマネジメント 代表取 締役社長 就任（現任）  (重要な兼職の状況) (株)ブランジスタソリューション 代表取締役社長	15,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
※5	よしふじ じゅん 吉藤 淳 (1972年6月4日)	1997年1月 (株)ネクシィーズ (現(株)ネクシィーズグループ) 入社 2004年12月 同社 取締役第三営業本部長 就任 2008年10月 イデアキューブ(株) (現当社) ソリューション事業部長 2011年4月 当社 取締役営業本部長 就任 2017年12月 当社 取締役営業本部長 退任 2020年4月 (株)ブランジスタメディア 電子雑誌営業本部長 (現任)  (重要な兼職の状況) (株)ブランジスタメディア 電子雑誌営業本部長	1,500株
6	ほんま たかし 本間 憲 (1960年6月22日)	1980年4月 (株)セントラルアーツ 入社 1983年4月 (株)スカイコーポレーション 入社 1991年2月 (株)レヴィプロダクションズ (現(株)レプロエンタテインメント) 設立 代表取締役社長 就任 (現任) 2007年2月 旧(株)ブランジスタ 取締役会長 就任 2011年4月 当社 社外取締役 就任 (現任)  (重要な兼職の状況) (株)レプロエンタテインメント 代表取締役社長	76,000株
7	こんどう たかみ 近藤 太香巳 (1967年11月1日)	1987年5月 日本電機通信 創業 1990年2月 (株)ネクシィーズ (現(株)ネクシィーズグループ) 設立 1991年2月 同社 代表取締役社長 就任 (現任) 2003年12月 イデアキューブ(株) (現当社) 取締役会長 就任 2011年4月 当社 代表取締役社長 就任 2013年2月 当社 取締役 就任 (現任)  (重要な兼職の状況) (株)ネクシィーズグループ 代表取締役社長	269,380株
8	すぎもと よしひで 杉本 佳英 (1980年10月31日)	2005年4月 須田清法律事務所勤務 (事務職) 2008年9月 司法試験合格 2008年12月 最高裁判所司法研修所 入所 2009年12月 須田清法律事務所 弁護士として加入 2011年4月 リーガルパートナーズ法律事務所 (現 あんしんパートナーズ法律事務所) 設立 (現任) 2015年12月 当社 社外取締役 就任 (現任) 2018年9月 (株)NATTY SWANKY 社外取締役 就任 (現任) 2020年6月 エイベックス(株) 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 同社 報酬委員会委員長 (現任) 2021年1月 Aiロボティクス(株) 社外監査役 就任 (現任)  (重要な兼職の状況) あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。  
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 近藤 太香巳氏は、当社の親会社であります(株)ネクシィーズグループの業務執行者であり、過去10年間に於いても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社



における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

4. 本間 憲氏、杉本 佳英氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
  - ・本間 憲氏を社外取締役候補者とした理由は、(株)レプロエンタテインメントの代表取締役としての長年の経営面に係る経験・知識などを有しており、引き続きその豊富な経営の経験を活かした取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年8ヶ月となります。
  - ・杉本 佳英氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると考え、引き続き取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるような助言等がいただけることを期待したためであります。同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 当社は、杉本 佳英氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、本間 憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立性基準の要件を満たしております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、本間 憲氏及び杉本 佳英氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員で  
ある取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第1号議案「定款一部変更の件（1）」における定款変更の効力発生  
を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
1	かもしだ しんいち 鴨志田 慎一 (1954年10月27日)	1977年4月 (株)全国教育産業協会(現(株)ハクビ) 入 社 2003年6月 同社 経 理 部 部 長 2010年12月 (株)ネクシィーズ(現(株)ネクシィーズグル ープ) 常勤監査役 就任 2019年12月 当社 常勤監査役 就任(現任) (株)ネクシィーズグループ 取締役(監査 等委員) 就任(現任)  (重要な兼職の状況) (株)ネクシィーズグループ 取締役(監査等委員)	—
2	くぼた のりよし 久保田 記祥 (1981年5月21日)	2004年4月 (株)アイアイジェイテクノロジー(現(株)イ ンターネットイニシアティブ) 入社 2006年7月 D S T I ホールディングス(株) 入社 2012年7月 デルフィーコンサルティング(株) 設立 同社 代表取締役 就任(現任) 2015年12月 当社 社外監査役 就任(現任)  (重要な兼職の状況) デルフィーコンサルティング(株) 代表取締役	—
3	なかもち たけし 中路 武志 (1970年12月7日)	2001年4月 ソフトバンク・インベストメント(株)(現 S B I ホールディングス(株)) 入社 2005年5月 ソフトバンク・インベストメント(株)(現 S B I インベストメント(株)) 入社 2008年6月 S B I ネルヴァ(株)(現 S B I - H I K A R I P . E . (株)) 取締役 就任 2010年6月 S B I モーゲージ(株)(現アルビ(株)) 監査 役 就任 2012年3月 S B I インベストメント(株) 取締役執行 役員 就任 2014年6月 S B I ライフリビング(株)(現(株)ウェイブ ダッシュ) 取締役 就任 2015年4月 S B I インベストメント(株) 取締役執行 役員副社長 就任(現任) 2016年7月 S B I V e n t u r e s T w o (株) 代 表取締役 就任(現任) 2017年12月 当社 社外監査役 就任(現任) 2020年6月 S B I - H I K A R I P . E . (株) 代表取 締役 就任(現任)  (重要な兼職の状況) S B I インベストメント(株) 取締役執行役員副社長	—

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



2. 久保田 記祥氏及び中路 武志氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
  - ・ 鴨志田慎一氏につきましては、長年培った企業の経理責任者として財務会計に関する様々な知見と経験を有しており、その豊富な経験から監査を適確に遂行いただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏は当社の親会社であります(株)ネクシィーズグループの役員（監査等委員である取締役）であり、過去10年間においても同社の役員（監査役及び監査等委員である取締役）でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
  - ・ 久保田 記祥氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営管理の経験・知識等を有しており、引き続き経営の監視や適切な助言をいただけるものと期待したためであります。同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
  - ・ 中路 武志氏を社外取締役候補者とした理由は、豊富な経営管理の経験・知識等を有しており、引き続き経営の監視や適切な助言をいただけるものと期待したためであります。同氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、久保田 記祥氏及び中路 武志氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、久保田 記祥氏及び中路 武志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、両氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年12月20日開催の第7期定時株主総会に  
おいて、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含ま  
ない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への  
移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除  
く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、  
これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額  
100百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内）に設定し、各取締役に対する  
具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするもの  
であります。

なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと  
いたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数  
及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ決定しており、相当であると判断して  
おります。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告16ペ  
ージに記載のとおりであります。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役の員  
数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち  
社外取締役2名）となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件（1）」における定款変更の効  
力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されま  
すと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、監査等委員  
である取締役の報酬額を年額50百万円以内に設定し、各監査等委員である取締  
役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議に  
よることをお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数  
及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ決定しており、相当であると判断してお  
ります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第4号議案が  
原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件（1）」における定款変更の効  
力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区桜丘町20番4号  
ネクシィーズスクエアビル 3階 大会議室  
電話 (03) 6415-1183 (当社代表)



## (会場への交通機関)

- ・ JR山手線・埼京線、東急東横線、東急田園都市線、東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線・副都心線 ⇒ 「渋谷駅」ハチ公口またはJR渋谷西口より徒歩7分
  - ・ 京王井の頭線 ⇒ 「渋谷駅」西口改札より徒歩7分
- ※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## (お知らせ)

- ・ 会場にご来客用の駐車場はございません。お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ 建物内での飲食、喫煙はできません。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。